

ワーキンググループの設置について(案)

平成16年9月3日 国立大学教育研究評価委員会決定

平成17年3月24日 国立大学教育研究評価委員会一部改正

平成18年4月7日 国立大学教育研究評価委員会一部改正

国立大学教育研究評価委員会(以下「委員会」という。)の下に、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定に基づき、ワーキンググループを以下のとおり設置する。

1 目的

国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価に関し、以下の事項について整理し、委員会における検討材料として適宜提供する。

- 基本の方針を踏まえた評価の方法、実施体制等に係る論点整理
- 評価の方法、実施体制等に係る具体案
- その他、上記に付随する事項

2 構成員等

- ワーキンググループは、委員長が指名する委員及び専門委員10名程度により構成する。
- ワーキンググループには、主査及び主査代理を置く。主査は委員長が指名し、主査代理は主査が指名する。

3 議事

- ワーキンググループは、主査が招集し、議長となる。
- ワーキンググループは、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

4 設置期間

~~平成18年3月末日までとする。~~

平成18年8月末日までとする。